

答 申

1 審査会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が、平成27年1月6日26県住第4138号及び平成27年1月6日26県住第4192号で行った公文書非開示決定（以下それぞれ「本件決定1」、「本件決定2」という。）について、次のとおり判断する。

(1) 本件決定1について

実施機関は、県営〇〇住宅の建替え前の1棟から4棟までの管理人を、平成26年10月1日付けで、県営〇〇住宅の建替え後の1棟及び集会室の管理人に任命した際の決裁文書（以下「平成26年10月1日付けの任命書」という。）を対象文書として特定し、改めて開示・非開示の決定を行うべきである。

(2) 本件決定2について

本件決定2は、妥当である。

2 異議申立てに係る対象文書の開示決定状況

(1) 開示請求の内容

異議申立人は、平成26年12月22日付けで、県営〇〇住宅管理人の任命に関する文書並びに県営〇〇住宅の特定の個人に係る管理人の任命及び報酬等支払に関する文書について、開示請求（以下それぞれ「本件請求1」、「本件請求2」という。）を行った。

(2) 開示決定状況

ア 本件決定1について

異議申立てに係る対象文書は、県営〇〇住宅の建替え前の1棟から4棟までの管理人氏名の平成23年度から平成26年度までの任命に関する文書（以下「本件文書1」という。）である。

実施機関は、本件文書1について、作成も取得もしておらず、文書が存在しないとして、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第11条第2項の規定により、非開示決定を行った。

イ 本件決定2について

異議申立てに係る対象文書は、異議申立人の主張どおりに実施機関が県営〇〇住宅の特定の居室番号の部屋に居住する特定の個人を県営〇〇住宅の管理人に任命していたとすれば、保有することとなる当該個人に係る管理人任命及び報酬等支払に関する文書（以下「本件文書2」という。）である。

実施機関は、本件文書2について、その存否を答えるだけで、条例第7条第1項

第1号に規定する非開示情報を開示することとなるとして、条例第9条の規定により、非開示決定を行った。

3 異議申立ての趣旨及び経過

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が行った本件決定1及び本件決定2の取消しを求めるといものである。

(2) 異議申立ての経過

ア 異議申立人は、平成26年12月22日付けで、実施機関に対し、条例第6条第1項の規定により、本件請求1及び本件請求2を行った。

イ 実施機関は、平成27年1月6日付けで、本件決定1及び本件決定2を行い、その旨を異議申立人に通知した。

ウ 異議申立人は、平成27年1月16日、同月21日及び同月29日付けで、本件決定1及び本件決定2を不服として、実施機関に対し、異議申立てを行った。

4 異議申立人の主張要旨

異議申立書及び意見書における異議申立人の主張を要約すると、次のとおりである。

(1) 本件決定1について

ア 県営住宅管理人は公務員に準ずる形で県から任命されて手当等の報酬を受け取っており、任命のいきさつや任命自体を隠ぺいしているのは、県営住宅課の〇〇〇〇課長、〇〇〇〇管理係長らの公務員不適格としかいいようのない、私に対する悪意に満ちた不法行為である。

イ 県営〇〇住宅の管理人を選定して、当該管理人になったことを対象者に対して口頭だけで通知したとは考えられず、当該管理人になった者に対し文書で通知したに決まっている。

ウ 県営住宅課の〇〇〇〇課長や〇〇〇〇管理係長が文書がないと強弁している不法行為であり、文書の隠ぺい工作としかいいようがない。

エ 文書不存在であるとは到底考えられない。不法に文書を処分したとしかいいようがない。全面開示を求める。

オ 平成27年1月6日26県住第4138号の決定通知書が内容の違うものが2枚存在する。

(2) 本件決定2について

ア 県営住宅管理人は公務員に準ずる形で県から任命されて手当等の報酬を受け取っており、任命のいきさつや任命自体を隠ぺいしているのは、県営住宅課の〇〇〇〇課長、〇〇〇〇管理係長らの公務員不適格としかいいようのない、私に対する悪意

に満ちた不法行為である。

イ 他部局では、氏名や支給された金員の明細が明示されており、全面開示を求める。

5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定1及び本件決定2を行った理由は、次のとおりである。

(1) 本件決定1について

県営住宅管理人は、福岡県営住宅管理人設置要綱（平成10年4月3日決裁。以下「要綱」という。）第3条の規定により、福岡県知事が任命するものである。

県営住宅管理人は任期を定めていないため、県営住宅管理人の任命書は任命された年度にしか存在しない。

県営〇〇住宅の建替え前の1棟から4棟までの管理人は、平成19年度及び平成22年度に任命されているが、本件請求1で指定された平成23年度から平成26年度までの期間においては任命されておらず、任命書は存在しないことから、本件決定1を行った。

(2) 本件決定2について

条例第7条第1項第1号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものについて、非開示とするものである。

本件請求2は、特定の個人の居住している住宅、居室番号及び氏名を挙げて、管理人となった任命関係書類、報酬等が記録された文書の開示を求めるものであるため、開示請求に係る公文書の存否を答えることは、特定個人の特定住所への居住の有無を認めることとなる。

これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第1項第1号（個人情報）に該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないと判断する。

したがって、本件請求2に対し、当該公文書の存否を答えるだけで、条例第7条第1項第1号に該当する非開示情報を開示することになるので、条例第9条の規定により、本件決定2を行った。

6 審査会の判断

(1) 県営住宅管理人について

県営住宅とは、県が建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅等をいい、福岡県においては218の団地を整備している。

県営住宅管理人は、福岡県営住宅条例施行規則（平成9年福岡県規則第79号）

第38条及び要綱第3条の規定により、県営住宅入居者であって、住宅管理を行う能力を有すること等の要件を満たす者のうちから、知事が任命する。

県営住宅管理人の職務は、①住宅施設の状況の把握、②施設の異常箇所の報告、③入居者の異動の把握、④退去者からの連絡中継ぎ及び退去立会、⑤共用施設の鍵の管理とされている（要綱第7条）。

知事は、県営住宅管理人に対し、当該職務に対する報酬として、県営住宅管理人が管理する戸数1戸につき月額85円を支給している（要綱第9条）。

このように、県営住宅管理人は、知事により任命され、県の事務（県営住宅等の管理）を職務として行い、その対価として報酬を支給されていることから、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職（非常勤）の地方公務員の身分を有している。

(2) 本件文書1の存否について

ア 実施機関は、本件文書1について、「県営〇〇住宅の建替え前の1棟から4棟までの管理人を任命した際の当該任命行為に関する文書」と解し、建替え前の県営〇〇住宅の管理人は、平成19年度から平成22年度までに任命されており、本件請求1で指定された平成23年度から平成26年度までの期間においては、任命された者がいないことから、任命に関する文書は存在しないと説明している。

イ 実施機関は、本件請求1に係る開示請求書には、「県営〇〇住宅の管理人」ではなく、「県営〇〇住宅の建替え前の1棟から4棟までの管理人」と記載されていることから、本件文書1を「県営〇〇住宅の建替え前の1棟から4棟までの管理人を任命した際の当該任命行為に関する文書」と解したものである。そのように解した場合、平成23年度から平成26年度までの期間においては建替え前の管理人を任命した文書が存在しないという実施機関の説明は一定の理解ができる。

ウ しかしながら、本件請求1に係る開示請求書には、「県営〇〇住宅の建替え前の1棟から4棟までの管理人氏名の平成23年度から平成26年度までの任命書のたぐいの全ての文書を含む」と記載されていることから判断すると、「県営〇〇住宅の建替え前の1棟から4棟までの管理人」に対し、平成23年度から平成26年度までの間に何らかの任命行為が行われた場合の当該任命行為に関する文書も本件文書1に含まれると解することも可能である。

エ 当審査会が実施機関の執務室に赴き、平成23年度から平成26年度までの県営住宅の管理人任命に関する文書に係る文書ファイルを見分したところ、平成26年10月1日付けの任命書が存在した。

オ 対象文書の範囲は、開示請求者が特別に文書名を指定して請求しているものであればともかく、そうでないのであれば、開示請求書の記載内容に基づいて合理的に理解し得る範囲で幅広く捉えるべきであるから、実施機関は、平成26年10月1

日付けの任命書について、本件請求1に対する対象文書として特定すべきである。

以上のことから、実施機関は、不存在を理由とした本件決定1を取り消し、平成26年10月1日付けの任命書について、本件請求1に係る対象文書として特定し、開示・非開示の決定を行うべきである。

(3) 本件文書2の存否応答拒否について

条例第9条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条第1項各号の非開示情報を開示することとなる場合には、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができることとしている。

本件請求2は、県営〇〇住宅の特定の居室番号及び特定の個人の姓を挙げて、本件文書2の開示を求めたものであり、実施機関は、条例第9条の規定により、本件文書2が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条第1項第1号の非開示情報が明らかになるとして、存否応答拒否を行ったものである。

したがって、本件文書2の情報が、同項第1号に規定する非開示情報に該当するか否かについて判断する。

ア 条例第7条第1項第1号本文該当性について

条例第7条第1項第1号は、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報を非開示とすることを定めたものである。

本件文書2の情報は、異議申立人の主張どおりに実施機関が県営〇〇住宅の特定の居室番号の部屋に居住する特定の個人を県営〇〇住宅の管理人に任命していたとすれば、保有することとなる文書の公開を求めるものであり、当該文書の存否を答えるだけで、特定の個人が県営〇〇住宅の特定の居室番号の部屋に居住しているという事実の有無を明らかにする情報であると認められる。

よって、これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、同号本文に該当する。

イ 条例第7条第1項第1号ただし書ハ該当性について

条例第7条第1項第1号ただし書ハは、同号本文に該当する場合であっても、公務員等の職務遂行に係る情報を開示する旨規定しているが、「職務の遂行に係る情報」とは、当該公務員が、その組織上の地位に基づいて所掌する事務に関し、当該事務を実施したことにより記録された情報をいうものである。

県営住宅管理人は、前述の6の(1)のとおり、特別職（非常勤）の地方公務員の身分を有しているが、公務員の情報であっても、自宅の住所は、当該個人の私生活

に関する情報であって、「職務の遂行に係る情報」には含まれないことから、同号ただし書ハには該当しない。

なお、県営〇〇住宅の管理人の居室番号は、当該住宅に居住する住民の一部には知り得る情報であるが、そのことをもって現に公衆が知り得る状態であるとまでは言えないため、同号ただし書イには該当せず、また、公益的見地から開示することが必要と認められる同号ただし書ロ及びニのいずれにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、実施機関が、本件文書2について、その存否を答えるだけで条例第7条第1項第1号に規定する非開示情報を開示することとなるとして、条例第9条の規定により、当該文書の存否を明らかにしないで本件請求2を拒否した本件決定2は、妥当である。

(4) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、当審査会は、実施機関の行った公文書の開示決定等の妥当性について判断する機関であるため、当該主張は当審査会の判断を左右するものではない。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

7 付言

本件請求1については、実施機関は、前述の6の(2)のAのとおり、請求内容を限定的に解釈した結果、不存在を理由とした非開示決定を行ったものである。

また、本件請求2については、居室番号を特定せずに開示請求がなされていれば、条例第9条の規定による非開示決定には至らなかったものである。

当審査会が、実施機関に確認したところ、通常は、開示請求者が窓口にて開示請求書を提出する場合は、原則として、担当課（室）の職員の立会いを求め、直接、開示請求者と請求内容、対象文書の確認等を行っている。しかしながら、本件請求1及び本件請求2については、異議申立人から、担当課の立会いの必要はない旨の発言があったため、異議申立人に対し、開示を求める対象文書の確認及び適切な情報提供ができないまま、本件決定1及び本件決定2に至ったとのことである。

実施機関は、「県の諸活動を県民に説明する責務を全うする」という条例の目的に照らすと、本件請求1及び本件請求2の受付の際に、異議申立人から拒否されたとしても、受付後速やかに電話や文書により開示を求める対象文書の確認及び適切な情報提供を行い、必要があれば補正を求める等の対応をすべきであったと考えられる。

今後、実施機関においては、公文書の開示制度の円滑な運用が図られるよう、開示請

求者に対して、適切な対応を求めるものである。